

市川三郷町狭あい道路拡幅整備事業の概要

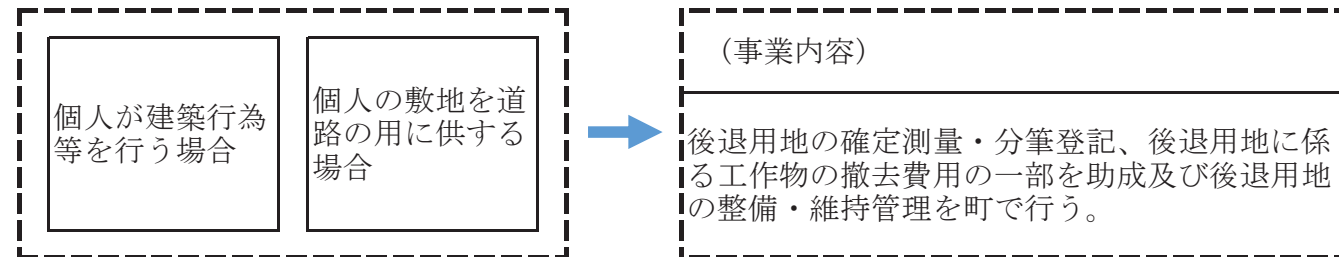
【事業の目的】

狭あい道路（4 m未満の狭い道路）は、身近な生活空間であり、皆様の生活環境にも直接影響します。また、緊急車両の進入や消防活動の困難など、防災面でも拡幅が必要です。特に都市計画区域内では道路の中心から2 mの部分は、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）では道路として扱われますので、私有地であっても建物や塀などを造ることはできません。本町では、都市計画区域内（三珠地区の上野・大塚、市川地区の市川大門・高田・下大鳥居・黒沢地区の一部）において1.8 m以上4 m未満の狭あい道路（建築基準法42条2項道路という。）を解消するため、建物を建て替えるときや塀などを造り替えるときなどに、道路中心線より2 mの後退部分を、助成制度などにより道路として提供していただき、順次4 mに整備する「狭あい道路拡幅整備事業」を実施しています。

【事業の対象道路】

建築基準法第42条第2項の道に指定されている道・町長が特に拡幅する必要があると認める道。

【道路後退用地の扱い】



【対象外となる場合】

- (1) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業の施行区域内の土地である場合
- (2) 土地改良法(昭和24年法律第195号)の規定による土地改良事業の施行に係る地域内の土地である場合
- (3) 都市計画法第29条の規定またはそれに類する規定による許可を受けて行われる開発行為である場合
- (4) 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例及び市川三郷町土地指導利用要綱の許可を受けて行われる開発行為である場合
- (5) 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を伴うものである場合
- (6) 国、地方公共団体、公社、公団その他の公共的団体が事業を行う場合
- (7) 法人申請で行われる事業である場合
- (8) 第3号、第4号及び第5号に規定するもの以外に営利を目的とする場合
- (9) 狭あい道路より著しく高低差のある宅地以外の土地である場合
- (10) 虚偽の申請を行った場合

【助成金】

項目	助成額
事務手数料	20,000円/敷地

撤去助成金(上限額10万円)

項目	助成額	
フェンス、板塀、門	独立基礎の物(基礎含む)	2,500円/m
	布基礎の物(基礎は擁壁類で助成)	2,000円/m
擁壁類	0.5m > H	2,500円/m
	0.5m ≤ H < 1.0m	6,000円/m
	1.0m ≤ H < 1.5m	12,000円/m
	1.5m ≤ H	18,000円/m
ブロック塀等	2,000円/m	
生垣	1,000円/m	
樹木	1,500円/本	

- ・ブロック塀等とは、ブロック塀、石塀、レンガ塀その他これらに類する塀をいう。
- ・擁壁類とは、次のコンクリート造等の構造物をいう。また、助成金算定に係る高さ(H)は、敷地と道路の高低差(地上高)をいう。
 - (1) 敷地と道路に高低差がない場合に、道路と敷地を区分するために築造する境界壁
 - (2) ブロック塀、板塀、フェンス等の布基礎
 - (3) 道路と敷地の境界部に設けるコンクリート造等の植樹帯
- ・後退用地内にある水道メーター及び、公共汚水枡の移設は、町長が行う。

【奨励金】

項目	助成額
隅切り用地の寄附	30,000円/箇所

【問合せ先】

市川三郷町役場 まちづくり推進課 都市計画係 055-272-1136